

奈良市公報

号外第7号

令和2年8月規則等

令和3年5月31日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
制作 株式会社JITSUGYO

目次

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
8 24	55	大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則	J R 奈良駅周辺整備事務所

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
8 4	416	奈良市学校給食費の管理に関する要綱の一部を改正する告示	保健給食課

教 育 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
8 19	15	教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	教職員課
8 31	3	奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令	教育総務課

規 則

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第55号

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）土地区画整理事業保留地処分規則（平成元年奈良市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第3条中「の各号」を削る。

第7条中「一」を「いずれか」に改める。

第12条に次の1項を加える。

5 前各項の規定にかかわらず、市長が入札執行上特に必要があると認めるときは、書留郵便の方法により入札をさせることができる。この場合において、入札者は、入札書を封書にし、これを書留郵便用の封筒に入れて、その表面に当該入札書が同封されている旨を表示のうえ、

書留郵便により市長が指定する場所及び期限内に送付することで入札書を提出することができる。

第15条に次のただし書を加える。

ただし、第12条第5項の規定による入札（次条において「郵便による入札」という。）の場合は、この限りでない。

第16条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 所定の期限及び場所に到達しなかった郵便による入札

第19条の2第1項中「一」を「いずれか」に改める。

第19条の3中「の各号」を削る。

第19条の5及び第19条の7中「一に」を「いずれかに」に改める。

第26条第5項中「年7.3パーセント」を「法定利率」に改める。

第27条及び第30条第1項中「の各号」を削る。

第33条中「一」を「いずれか」に改める。

別記第6号様式中「年7.3パーセント」を「法定利率」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和2年8月24日揭示済)

告 示

奈良市告示第416号

奈良市学校給食費の管理に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年8月4日

奈良市長 仲川元庸
奈良市学校給食費の管理に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市学校給食費の管理に関する要綱（平成26年奈良市告示第200号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第7条関係）

奈良市長

奈良市学校給食費 還付決定通知書

あなたの納めた学校給食費が納め過ぎになりましたので、次のとおりお返しします。

1. 給食対象者	年 組 様
2. お返しする金額	年度
過誤納金算出年度	年度
納め過ぎた金額(過誤納金額)	円
① お返しする金額(還付金額)	円
②	円

3. 納め過ぎた金額(過誤納金額)の内訳(Dの内訳)	入金額	単価過ぎた金額	領収年月日
請求年月			

4. お返しする金額(還付金)の受領方法

5. 還付予定日

月々の納入方法が口座振替の方は、振替口座に返金いたします。
月々の納入方法が納付書の方は、以下の事項をご記入の後、お手紙でのご返信ください。

奈良市学校給食費 還付口座申請書

児童生徒名	児童生徒 生年月日	_____
所属学校名	学年学級	_____
保護者電話番号	保護者氏名	_____
保護者住所	印	_____
還付金振込先		
ご希望の金融機関を1箇所ご記入ください。		
口座名義人(カナ)	_____	
(保護者)	_____	
ゆうちょ銀行 以外の金融機関	銀行 金融 組合	本店 支店 出張所
預金区分	普通預金	支店名
当座預金	口座番号	_____
(右つめて記入)		
ゆうちょ銀行	通帳記号	_____
1 0 ※	通帳番号	_____
(右つめて記入)		

※学校給食費納入通知書の納付者の口座名義人を記載して下さい。
奈良市指定金融機関の口座をお持ちでない方は、お問い合わせください。
返信先
お問合せ先
担当課：
連絡先：

別記第4号様式及び第5号様式中「年利5%の」を「民法の規定に基づく」に改める。

附則

(施行期日)

- この告示は、令和2年8月4日から施行する。
(経過措置)
- この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市学校給食費の管理に関する要綱別記第3号様式、第4号様式及び第5号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和2年8月4日揭示済)

教育委員会

教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月19日

奈良市教育委員会

教育長 北谷雅人

奈良市教育委員会規則第15号

教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則（昭和47年奈良市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表中

史料保存館	全員（館長を除く。）	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	1時間	職員ごとに4週間につき8日の割合で所属長が定める日	を
-------	------------	----	--------------------	-----	---------------------------	---

史料保存館	全員（館長を除く。）	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	1時間	職員ごとに4週間につき8日の割合で所属長が定める日	を
都祁学校給食センター	全員（所長を除く。）	日勤	午前8時00分から午後4時45分まで	1時間	日曜日及び土曜日	

に改める。

附則

この規則は、令和2年8月25日から施行する。

(令和2年8月19日揭示済)

奈良市教育委員会訓令甲第3号

庁中一般
関係各所

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように改める。

令和2年8月31日

奈良市教育委員会

教育長 北谷雅人

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市教育委員会事務専決規程（昭和49年奈良市教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第3条部長及び理事共通の部分中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、同条部長の部分に次の1号を加える。

- 日額又は時間額により報酬が支給される会計年度任用職員の任用

第5条課長等共通の部分中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、同条教職員課長の部分に次の1号を加える。

- 日額又は時間額により報酬が支給される会計年度任用職員（放課後児童支援員、放課後児童支援補助者及び巡回支援員を除く。）であつて、任用期間が1月を超えないものの任用

第5条地域教育課長の部分に次の1号を加える。

- 日額又は時間額により報酬が支給される会計年度任用職員（放課後児童支援員、放課後児童支援補助者及び巡回支援員に限る。）であつて、任用期間が1月を超えないものの任用

附則

この訓令は、令和2年8月31日から施行し、この訓令による改正後の奈良市教育委員会事務専決規程の規定は、同年3月13日から適用する。

(令和2年8月31日揭示済)